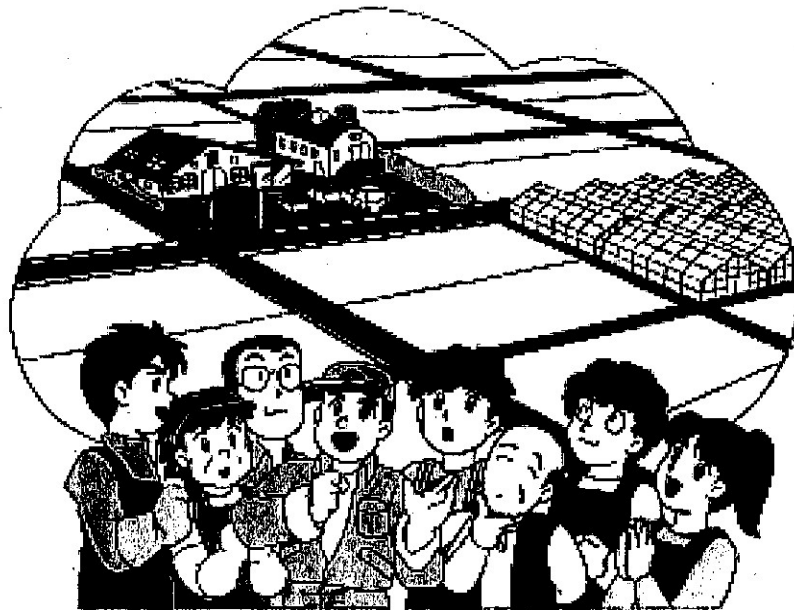


令和2年度第3回 評価委員会参考資料



令和3年 3月22日(月)

宮城県農地中間管理機構
公益社団法人 みやぎ農業振興公社

農地中間管理事業評価委員会制度について

令和3年3月22日
(公社)みやぎ農業振興公社

1 設置根拠

- (1) 農地中間管理事業の推進に関する法律 (H25 法律第 101 号)
- (2) 農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則 (H26 農林水産省令第 15 号)
- (3) 公益社団法人みやぎ農業振興公社農地中間管理事業規程 (R2,4,1 改正)
- (4) 公益社団法人みやぎ農業振興公社事業農地中間管理事業評価委員会設置要領 (R2,4,13 改正)

2 評価委員

- (1) 東北大学大学院教授
- (2) (公財)みやぎ産業振興機構推薦者
- (3) (一社)東北経済連合会推薦者
- (4) 宮城県町村会推薦者
- (5) 弁護士

3 評価委員会の役割 (機構法第6条第2項)

農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を農地中間機構の代表者へ述べる。

※具体的評価項目・評価基準等詳細は、農林水産省より示されず本委員会検討のうえの対応となります。

4 評価委員の任命 (機構法第6条第3項)

農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、県知事の認可を受けて農地中間管理機構の代表者が任命する。

※各委員につきましては、

宮城県 (農振) 指令第165号 (H26, 10, 3)

宮城県 (農振) 指令第167号 (H27, 10, 29)

宮城県 (農振) 指令第211号 (H28, 11, 2)

宮城県 (農振) 指令第196号 (H30, 12, 4)

宮城県 (農振) 指令第120号 (R1, 8, 7)

宮城県 (農振) 指令第140号 (R2, 8, 3) により県知事認可いただいております。

5 評価委員会の意見 (機構法第9条第4項)

農地中間管理機構は、事業年度ごとに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、第6条第2項の規定による農地中間管理事業評価委員会の意見を付して、毎事業年度経過後3月以内に、宮城県知事に提出するとともに、これらを公表しなければならない。

※R元年度分は、R2, 6, 26付けで県知事提出のうえ公社HPにて公表しました。

6 評価委員会の開催状況及び予定 (内容)

(1) 令和元年度 (令和2年度以降もスケジュール的な目安は同じ)

- ①年度当初 (6月4日) …… H30事業報告 (評価検討)
- ②年 内 (12月19日) …… R1事業中間報告
- ③年 度 内 (3月23日) …… R1事業見通し・R2当初事業計画

(2) 令和2年度 (参考)

- ①年度当初 (6月3日) …… R1事業報告 (評価検討)
- ②年 内 (12月23日) …… R2事業中間報告
- ③年 度 内 (3月22日) …… R2事業見通し・R3当初事業計画

【評価委員会の設置の根拠】

○農地中間管理事業の推進に関する法律（H25法律第101号）（抄）

（農地中間管理事業評価委員会の設置）

第6条 農地中間管理機構には、農地中間管理事業評価委員会を置かなければならない。

2 農地中間管理事業評価委員会は、農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を農地中間管理機構の代表者に述べることができる。

3 農地中間管理事業評価委員会の委員は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県知事の認可を受けて農地中間管理機構の代表者が任命する。

（ 中 略 ）

（事業計画等）

第9条

（ 中 略 ）

4 農地中間管理機構は、事業年度ごとに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、第6条第2項の規定による農地中間管理事業評価委員会の意見を付して、毎事業年度経過後3月以内に、都道府県知事に提出するとともに、これらを公表しなければならない。

○農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（H26農林水産省令第15号）（抄）

（委員の任命の認可の申請）

第3条 農地中間管理機構は、法第6条第3項の規定により農地中間管理事業評価委員会の委員を任命しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に当該任命に係る者の就任承諾書を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 任命しようとする者の氏名及び略歴

二 任命の理由

○公益社団法人みやぎ農業振興公社農地中間管理事業規程（R2, 4, 1改正）（抄）

（農地中間管理事業評価委員会）

第31条 公社の代表者は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、宮城県知事の認可を受けて農地中間管理事業評価委員会の委員を任命する。

2 農地中間管理事業評価委員会は、農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を公社の代表者に述べるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、農地中間管理事業評価委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

参考：(公社)みやぎ農業振興公社事業評価委員会設置要領（R2, 4, 13改正）

後添のとおり

公益社団法人みやぎ農業振興公社 農地中間管理事業評価委員会設置要領

(趣旨)

第1条 農地中間管理事業の推進に関する法律（H25年法律第101号）第6条に基づき、公益社団法人みやぎ農業振興公社（宮城県農地中間管理機構）農地中間管理事業評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、公益社団法人みやぎ農業振興公社（以下「公社」という。）理事長が提出した農地中間管理事業の実施状況を評価し、必要に応じて理事長に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、宮城県知事の認可を受けて公社理事長が任命する。

3 委員の任期は、2年を超えない範囲で公社理事長が定める期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初に行われる委員会の招集は公社理事長が行う。

2 会議においては、委員長がその議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の半数以上で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面による意見提出)

第6条 やむを得ない理由により会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項につき、書面をもって意見提出することができる。

2 前項の書面は、会議の開催日の日の前日までに事務局に到着しないときは、無効とする。

3 第1項の規定により意見提出する者は、出席したものとみなす。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(資料の公表)

第8条 会議で用いた資料は、原則として公表するものとする。ただし、個人情報等に関するものについては、この限りでない。

(会議録)

第9条 委員会の開催日時、出席者及び会議の概要は、会議録に記録するものとする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、公社担い手育成部におく。

(経費)

第11条 委員会の運営に関する経費については、公社が負担する。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成26年 4月15日から施行する。

この要領は、平成30年12月 4日から施行する。

この要領は、平成31年 4月 1日から施行する。

この要領は、令和 2年 4月13日から施行する。

その他参考資料

☆実質化された人・農地プランの例

☆農地整備事業との連携強化

(1) 涌谷町 名鱒地区 (事業活用状況図)

(2) 涌谷町 名鱒地区 (連携推進シート)

☆みやぎのスマート農業 (水田作) 【事例】

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名 (地区内集落名)	作成年月日	更新年月 (1回目)	更新年月 (2回目)	更新年月 (3回目)	更新年月 (4回目)
〇〇市	〇〇地域〇〇地区	平成26年12月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月

更新年月 (5回目)	更新年月 (6回目)
平成31年3月	令和2年3月

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	774	ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	570	ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	67.1	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	18.7	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	19.0	ha

注1：③の「70才以上」には、地域の实情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2：④の面積は、下記の「(参考) 中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、**農地中間管理機構**の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

〇〇地区では、集落営農組織等による大豆等の転作作物を中心に、水稻まで含めた担い手への農地集積が進められ、園芸や畜産との複合経営が行われている。また、担い手の一部では複数集落や他地区にわたって作業を受託する取組も行われており、更なる経営規模の拡大に繋がる活動が見られ始めている。こうした中、地域内の兼業農家の高齢化が進み、世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性があるが高まっている。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

(1) 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応
担い手に集積・集約化する	○
担い手の分散錯圃を解消する	○
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	
耕作放棄地を解消する	○
その他[右欄に自由に記載]	○

J A の営農ビジョンと連携し、担い手へのコスト縮減のためにも規模拡大を行えるよう、担い手への農地の集約化を図り、農地を効果的に活用する。

(2) (1) についての農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応
地域の農地所有者は、原則として 農地中間管理機構 に貸し付ける	○
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として 農地中間管理機構 に貸し付ける	○
担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として 農地中間管理機構 に貸し付ける	○
その他[右欄に自由に記載]	○

担い手がコスト縮減や効率的に農作業を行うため、地域内の分散・錯綜した農地の利用から集約化を図ることが必要である。集約にあたっては公的機関である「**農地中間管理機構**」を通じて農地を集約することにより、農地流動化を積極的に推進する。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

【参考】 今後の地域の中心となる経営体(中心経営体)

属性	経営体 (氏名)	経営者・代表者の 年齢	構成員 (花員)	後継者の有無	現状 【令和5年度】		計画 【令和6年度】		農地中間管理機構 からの借入希 望の有無	新規就農・ 6次産業化・ 高付加価値化・ 複合化・ 低コスト化・ 法人化等の取組	取組年 度	活用が図込まれる施策				備考
					経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)				農業次 世代人 材投資 資金(経 営開始 型)	スー パー資 金の金 利負担 軽減措 置	強い農 業・担い 手づく り(総合 交付金)	その他 ()	
認識	〇△◇◇	69才	2名		水稲	3.3 2.6	水稲	4.3 2.6	有	低コスト化	R2	〇	〇		規模拡大	
認識	〇△◇◇	68才	2名		水稲・大豆・麦	7.1 7.0	水稲・大豆・麦	7.1 7.0	有	低コスト化	R2	〇	〇		東大崎地区 007	
認識	〇△◇◇	52才	3名	有	水稲・大豆	5.3 5.2	水稲・大豆	5.3 5.2	有	低コスト化	R2	〇	〇			
	〇△◇◇	43才	2名		水稲・大豆	0.0 4.9	水稲・大豆	0.0 4.9	有	低コスト化	R2		〇			
	〇△◇◇	60才	3名	有	水稲	2.0 4.9	水稲	2.0 4.9	有	低コスト化	R2		〇			
合計			5名			17.7		18.7								

【記載上の注意】

- ※ 「今後の地域の中心となる経営体」には、申請拡大による経営の効率化、6次産業化による農畜産物の高付加価値化、経営の多角化・複合化など地産農産物の発展を牽引する経営体や将来こうした役割を担うであろう新規就農者等を記載します。
- ※ 主たる認定農業者、大規模経営体、農業法人及び広域で営農する農業者がいれば、それらの経営体の意向を確認しうえで、地域の中心となる経営体として位置づけます。
- ※ 「属性」には認定農業者は「認識」、法人は「五・農協等関係は「集」、認定新規就農者は「認識」と記載します。
- ※ 「経営体(氏名)」には、法人経営、兼営経営など組織経営体の名称を記載し、下段括弧書きで組織経営体の代表者名を記載します。
- ※ 兼営経営の構成員である認定農業者については、その主たる認定農業者の「認識」氏名を記載します。
- ※ 「計画」については、現状から概ね5年程度を記載する。(以下の計画についても同じ。)
- ※ 「新規就農・6次産業化」等の取組」には、経営発展のために今後取り組もうとする内容に合致する取組を選択し記載します。
- ※ 「その他」には、6次産業化支援事業、強い農業づくり交付金(経営資源有効活用対策事業)、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金など、活用が図込まれる関連施策がある場合に記載します。
- ※ 「備考」には、活用する農単独事業などの施策の内容、経営発展に向けて取り組む内容で特筆すべき事項等があれば記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<p>〇〇地区は、規模拡大と低コスト化に向けた取組みとして無人へりによる水稲の直播栽培を行っている。また酪農家等、畜産農家と連携した堆肥の有効利用や稲わらのすき込み等による土づくりを推進して、高品質で多収の栽培方法を推進していきたい。</p>
<p>①複合化の確立</p> <p>J Aの営農ビジョンと連携のうえ、水稲と転作大豆等による土地利用型の農業を地域農業の中核となる認定農業者及び集団転作を主体とした集落営農組織を中心に進める。また、消費者ニーズに対応した野菜栽培の低コスト化と規模拡大を図るとともに、生産性の高い畜産経営を推進し、営農体制の強化を図りながら農業所得の増加と安定した農業経営の確立を目指す。</p>
<p>②6次産業化の確立</p> <p>農業所得の向上を図るため、女性グループ等に農産加工及び直売所等の取り組みを支援し、6次産業化による地域農業の振興を目指す。</p>
<p>③新規就農の促進</p> <p>〇〇地域の農業を発展させていくためには、意欲をもった農業の担い手を育成することが課題である。J Aが進める営農ビジョンによる地域農業の振興を進め、地域ぐるみで新規就農者の確保に努める。また、新規就農者の農業経営育成支援を行い、円滑な農業経営の承継を目指し、各関係機関と連携をとり新規就農支援、農地集積や法人化の支援を行う。</p>

(近い将来農地の出し手となる者と農地)

近い将来農地の出し手となる農業者(氏名)	年齢	現状 〔令和元年度〕		計画 〔令和6年度〕		貸付け等を希望する農地面積	農地中間管理機構への貸付け希望の有無	農地面積	貸付時期
		経営内容(作目)	経営規模の合計(ha、頭数等)	経営内容(作目)	経営規模の合計(ha、頭数等)				
○△□◇	65才	水稻	0.8 ha		0.0 ha	0.8 ha	○	0.8 ha	令和2年度
○△□◇	94才	水稻	0.2 ha		0.0 ha	0.2 ha	○	0.2 ha	令和2年度
○△□◇	68才	水稻	1.9 ha		0.0 ha	1.9 ha	○	1.9 ha	令和2年度
○△□◇	90才	水稻	1.1 ha		0.0 ha	1.1 ha	○	1.1 ha	令和2年度
○△□◇	66才	水稻	0.2 ha		0.0 ha	0.2 ha	○	0.2 ha	令和2年度
○△□◇	81才	水稻	0.8 ha		0.0 ha	0.8 ha	○	0.8 ha	令和2年度
○△□◇	64才	水稻	0.4 ha		0.0 ha	0.4 ha	○	0.4 ha	令和2年度
○△□◇	56才	水稻	0.3 ha		0.0 ha	0.3 ha	○	0.3 ha	令和2年度
○△□◇	71才	水稻	1.2 ha		0.0 ha	1.2 ha	○	1.2 ha	令和2年度
○△□◇	65才	水稻	0.8 ha		0.0 ha	0.8 ha	○	0.8 ha	令和2年度
○△□◇	55才	水稻	2.5 ha		0.0 ha	2.5 ha	○	2.5 ha	令和2年度
○△□◇	76才	水稻	1.6 ha		0.0 ha	1.6 ha	○	1.6 ha	令和2年度
○△□◇	84才	水稻	0.7 ha		0.0 ha	0.7 ha	○	0.7 ha	令和2年度
○△□◇	55才	水稻	0.1 ha		0.0 ha	0.1 ha	○	0.1 ha	令和2年度
○△□◇	73才	水稻	3.5 ha		0.0 ha	3.5 ha	○	3.5 ha	令和2年度
○△□◇	84才	水稻	0.5 ha		0.0 ha	0.5 ha	○	0.5 ha	令和2年度
○△□◇	72才	水稻	0.3 ha		0.0 ha	0.3 ha	○	0.3 ha	令和2年度
○△□◇	65才	水稻	0.4 ha		0.0 ha	0.4 ha	○	0.4 ha	令和2年度
○△□◇	83才	水稻	0.9 ha		0.0 ha	0.9 ha	○	0.9 ha	令和2年度
○△□◇	67才	水稻	2.0 ha		0.0 ha	2.0 ha	○	2.0 ha	令和2年度
○△□◇	44才	水稻	1.9 ha		0.0 ha	1.9 ha	○	1.9 ha	令和2年度
合計	21人		26.2 ha		0.0 ha	26.2 ha		26.2 ha	

別紙：近い将来農地の出し手となる者の農地

近い将来農地の出し手となる者 (氏名)	耕地地番	地目	地名、地番、大字、 字、集落番号	貸付等の区分 (㎡)		貸付等の 予定年度	農地中間管理機構 への貸付を予定
				貸付	作業委託 売渡		
○◇△□	11089	1 田	新宿	63	1,021	令和2年度	○
	11089	2 田	原宿	458	738	令和2年度	○
	11089	3 田	六本木	15	703	令和2年度	○
	11089	4 田	歌舞伎町	16	651	令和2年度	○
	11089	5 田	江戸川	17	610	令和2年度	○
	11089	6 田	葛飾	18	564	令和2年度	○
	11089	7 田	赤坂	509	1,615	令和2年度	○
	11089	8 田	港	2-2	597	令和2年度	○
	11089	9 田	千駄木	14-1	2,219	令和2年度	○
			計		8,718		
○◇△□	11177	1 田	銀座	16	226	令和2年度	○
	11177	2 田	竹下通	17	573	令和2年度	○
	11177	3 畑	板橋	9-1	65	令和2年度	○
	11177	5 田	神田	117	96	令和2年度	○
	11177	6 畑	お茶の水	40	120	令和2年度	○
	11177	7 田	品川	21-1	584	令和2年度	○
				計		1,664	
			合計		10,382		

【記載上の注意】

- ※ 「5. 近い将来農地の出し手となる者」ごとに記載します。
- ※ 国、都道府県に報告する場合は、農業者名を記載しますが、集落・地域で使用する場合は匿名とすることがで
- ※ 農地利用図の添付は必須ではありません。

5. 2から見た中心経営体の確保状況

中心経営体は十分確保されている / 中心経営体はいるが十分ではない / 中心経営体がない

6. 将来の農地利用のあり方

取組事項	対応
担い手に集積・集約化する	○
担い手の分散錯圖を解消する	○
新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する	
耕作放棄地を解消する	○
その他[右欄に自由に記載]	○

J Aの営農ビジョンと連携し、担い手のコスト削減のためにも規模拡大を行えるよう、担い手への一層の農地の集約化を図り、農地を効果的に活用する。

7. 6についての農地中間管理機構の活用方針

取組事項	対応
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○
担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける	○
その他[右欄に自由に記載]	○

担い手がコスト縮減や効率的に農作業を行うため、地域内の分散・錯綜した農地の利用から集約化を図ることが必要である。集約にあたっては公的機関である「農地中間管理機構」を通じて農地を集約することにより、農地流動化を積極的に推進する。

8. 今後の地域農業のあり方

〇〇地区は、規模拡大と低コスト化に向けた取り組みとして無人へりによる水稲の直播栽培を行っている。また酪農家等、畜産農家と連携した堆肥の有効利用や種わらのすき込み等による土づくりを推進して、高品質で多収の栽培方法を推進していきたい。

① 複合化

JＡの営農ビジョンと連携のうえ、水稲と転作大豆等による土地利用型の農業を地域農業の中核となる認定農業者及び集団転作を主体とした集落営農組織を中心に進める。また、消費者ニーズに対応した野菜栽培の低コスト化と規模拡大を図るとともに、生産性の高い畜産経営を推進し、営農体制の強化を図りながら農業所得の増加と安定した農業経営の確立を目指す。

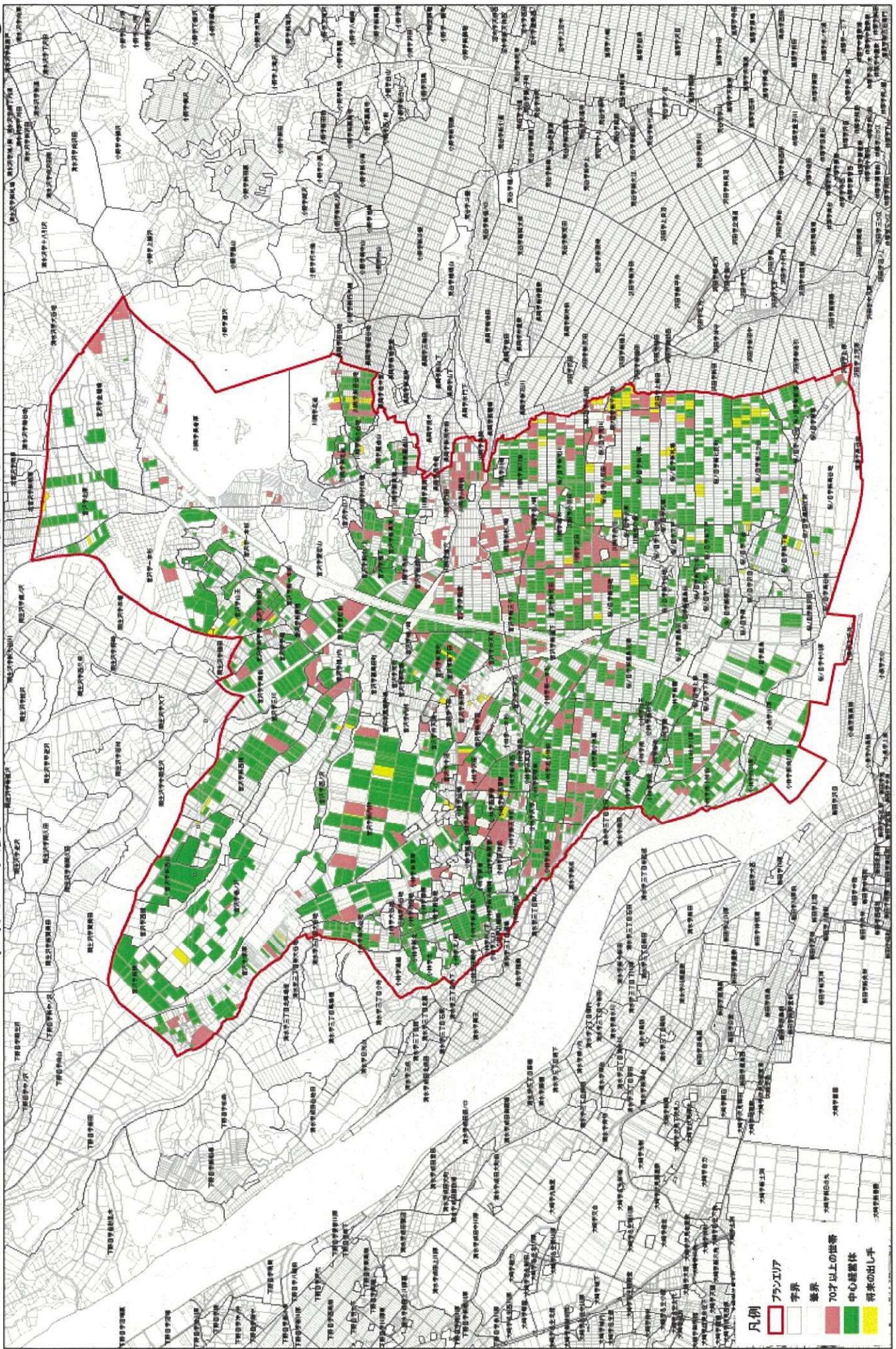
② 6次産業化の確立

農業所得の向上を図るため、女性グループ等に農産加工及び直売所等の取り組みを支援し、6次産業化による地域農業の振興を目指す。

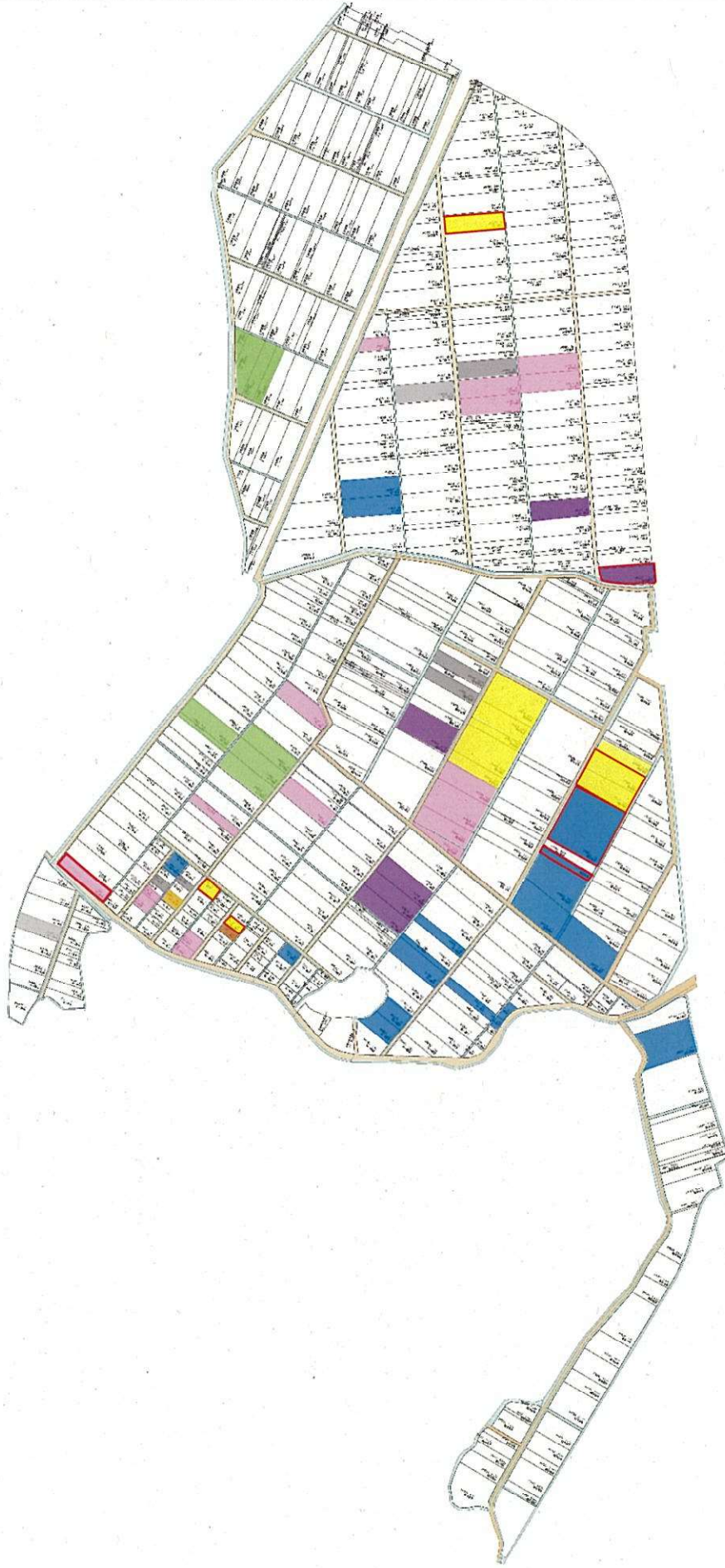
③ 新規就農の促進

〇〇地域の農業を発展させていくためには、意欲をもった農業の担い手を育成することが課題である。JＡが進める営農ビジョンによる地域農業の振興を進め、地域ぐるみで新規就農者の確保に努める。また、新規就農者の農業経営育成支援を行い、円滑な農業経営の承継を目指し、各関係機関と連携をとり新規就農支援、農地集積や法人化の支援を行う。

令和元年度 〇〇 地域 〇〇 地区 農地利用図



令和元年度 名籍地区農地中間管理事業借受希望者活用状況図



着色		担い手番号	経営・組織形態等	担い手名 (応募者)	H26～R1 地区内活用面積 (ha)
H26～H30活用	R1活用				
■	■	A02	個別経営農家	佐藤 義昭	5.1
■	■	A03	個別経営農家	西山 洋一郎	3.0
■	■	A09	個別経営農家	渡邊 浩章	3.8
■	■	A10	個別経営農家	渡田 静一	1.9
■	■	A11	個別経営農家	久道 宏	0.06
■	■	A13	個別経営農家	牛渡 弘美	1.9
■	■	A15	個別経営農家	佐野 謙哉	1.2
■	■	A16	個別経営農家	平山 清孝	0.04
■	■		B経営体		17.00
計					

凡例

大崎地域農地整備事業 農地中間管理事業との連携推進シート

令和 3 年 3 月

①地区概要

地区名	農用地面積	採択年度	完了年度	目標年度	関係市町村	関係改良区	JA
名緒	115.6	H22	R5	R5	涌谷町, 石巻市	河南矢本, 涌谷町	新みやぎ, いしのまき

計画担い手	目標集積率	R1集積率	達成率
個別15, 法人1	68.20%	70.07%	102.7%

②担い手応募状況

※詳細は別紙のとおり

*応募対象者	15 経営体	(うち認定農業者 14 経営体)		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p style="margin: 0;">機構事業 活用実績(R1まで)</p> <p style="margin: 0;">84.6 %</p> <p style="margin: 0;">61.26 ha</p> <p style="margin: 0;">11 経営体</p> </div>
*応募者数	13 経営体	(うち認定農業者 13 経営体)		
*応募割合	86.7 %			

③事業推進上の課題

6) 人・農地プランとの連携推進

④事業推進方針

①基本方針

*地元関係機関が一体となり, 推進体制を構築し, 役割分担を明確化する。

②推進体制

*土地改良区が推進母体となり, 各種会議の企画及び情報発信と共有化に努める。

③関係機関との役割分担

- *県 ・事業推進状況の管理・指導, 地元代表者会議等での情報提供等
- *市・町 ・相談窓口, マッチング活動, 地元代表者会議等での情報提供等
- *JA ・相談窓口, 事務手続き支援等
- *改良区 ・相談窓口, 換地との一体的推進等
- *機構 ・事務手続き等に係る助言, 地域コーディネーターによるマッチング活動等

⑤事業活用計画(面積)

活用年度	完了年まで
面積(ha)	37.6

※詳細は別紙のとおり

(農地中間管理事業活用計画面積の考え方(シミュレーション))

⑥主な活動計画(3カ年)

活動年度	内容
R2	地域活性化維持活動
R3	地域活性化維持活動
R4	地域活性化維持活動

★農地中間管理事業活用計画面積の考え方(シミュレーション)

地区名
名緒

【全体】 ①活性化(促進)計画 目標面積(ha)	-	【全体】 ②R1実績面積 (ha)	=	【全体】 ③目標年度までに 集積すべき面積(ha)
78.85		81.01		-2.16

●上記③が、0以上(プラス)の場合

【賃貸借】 ④活性化(促進)計画 目標面積(ha)	-	【賃貸借】 ⑤R1実績面積 (ha)	=	【賃貸借】 ⑥目標年度までに 集積すべき面積(ha)
22.54		38.94		-16.40

【農作業受委託】 ⑦活性化(促進)計画 目標面積(ha)	-	【農作業受委託】 ⑧R1実績面積 (ha)	=	【農作業受委託】 ⑨目標年度までに 集積すべき面積(ha)
35.44		22.55		12.89

【賃貸借】 ⑥目標年度までに 集積すべき面積(ha)	+	【農作業受委託】 ⑨目標年度までに 集積すべき面積(ha)	=	【賃貸借】 ⑩活用計画面積(案) (ha)
-16.40		12.89		-3.51

【賃貸借】 ⑪応募時希望面積 (ha)		【賃貸借】 ⑫活用計画面積(案) (ha)
188.00		94.00

上記⑩と⑫を比較

小さい方の面積が

【賃貸借】 ⑬活用計画面積 (ha)
-3.51

※目標未達成の地区については、活性化(促進)計画の賃貸借面積が達成できるよう農地中間管理事業の活用を促す。特に、中間管理事業の公募に応募いただいている担い手の借受希望面積に応えられるよう利用調整の支援を行う。

●上記③が、0以下(マイナス)の場合

【賃貸借】 ⑭応募時希望面積 (ha)	×20%=	【賃貸借】 ⑮活用計画面積 (ha)
188.00		37.60

※既に目標達成している地区については、中間管理事業の公募に応募いただいている担い手の借受希望面積に応えられるよう利用調整の支援を行う。
(農作業受委託からの切り替えも含む)

「輸出に対応できる「超低コスト米」生産体制の実証」について①

水稻, 麦, 大豆, 子実トウモロコシを組み合わせた2年3作, 3年4作体系に取り組む「有限会社アグリードなるせ」ではスマート農業技術を活用した最大限のコスト低減と単収・品質の向上を目的に、「輸出に対応できる「超低コスト米」生産体制の実証」に令和元年度より2年間取り組んできました。今回, 実証の主な成果について報告します。

1 背景・ねらい

宮城県の沿岸部では東日本大震災後の農地復旧により, 1ha規模の大区画が整備され, 法人を中心とした担い手への集積が進んでいます。実証農場である「有限会社アグリードなるせ」も農地が集積され100ha規模の経営体となり, 地域農業の牽引役となっています。

水田の利用効率を上げるため水稻, 麦, 大豆等の2年3作体系等に取り組んでいますが, 地域農業者の高齢化で受託によるさらなる経営面積拡大が予想され, 作業ピーク時の労働力不足が懸念されます。

また, 米消費量の減少等, 国内の米の需給による米価変動の影響が少ない経営の確立も不可欠です。

そこで, 国の実証プロジェクトでのスマート農業技術の導入により, 大面積を限られた人員で経営管理し, 「輸出」にも対応できる安定経営の確立を目指すこととし, 以下の3つの達成目標を掲げ, 実証に取り組みました。

輸出に対応できる「超低コスト米」

生産体制の実証

【実証プロジェクトの達成目標】

- ① 生産コストの低減
(水稻生産コスト7,000円/60kg)
- ② 単収の10%向上
(水稻単収550kg/10a)
- ③ 10a当たり労働時間の20%削減
(労働時間10.4h/10a(経営全体))

2 実証の取組みと結果

○ スマート農業機械の汎用利用による最大限のコスト低減

GPSアシスト操舵トラクタやロボットトラクタ, 高速汎用播種機などのスマート農機を水稻, 麦, 大豆, 子実トウモロコシにおいてフル活用することで, 1日当たりの作業面積の拡大や労働時間の削減および単位当たりの機械費(減価償却費)の削減に取り組みました。

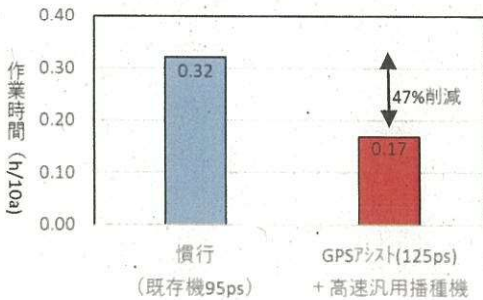
GPSアシスト操舵トラクタと高速汎用播種機の組み合わせにより播種効率は大幅にアップし, 播種作業時間を慣行と比較して47%削減できました(図1)。

また, 無人ロボットトラクタと有人トラクタの協調作業で耕起(図2), その後を有人播種機で播種する大豆播種の作業体系により従来の3機3人から3機2人体制で作業することで, 作業人員を1名削減できました(図2)。

これらの協調作業を行う面積を拡大することで, 作業時間の大幅な削減が期待できます。

○ 走行アシスト田植機による省力化

田植作業における高精度な田植えと作業効率の向上を目的に, GPSアシスト操舵機能をもつ走行アシスト田植機の実証に取り組みました。田植2年目の経験の浅い農業者でもベテランと遜色のない田植え精度(図3)と作業効率の向上を実現しました。



○GPSアシスト操舵トラクタ+高速汎用播種機による播種面積

水稻直播(13ha)
大豆(1ha)
子実トウモロコシ(9ha)
麦(22ha)

令和2年度データより

図1 GPSアシスト操舵トラクタと高速汎用播種機による作業時間の削減



図2 大豆播種でのロボットトラクタ(無人)既存トラクタ(有人)との協調耕起作業



○ロボットトラクタ協調作業
耕起を有人・無人の協調作業で行い, その後を有人播種機で播種。
無人機(手前), 有人機(奥)



図3 アシスト田植機(左)による田植え状況(右)
※非熟練者でもベテラン並みの田植え精度

「輸出に対応できる「超低コスト米」生産体制の実証」について②

○ 食味・収量センサ付き自動走行コンバインによる収穫作業の効率化

食味・収量センサ付き自動走行コンバインによる収穫作業を水稻を含む各品目で実施しました。収穫作業の能率を各品目で効率化することができ、収穫作業時間を全体で慣行よりも41%削減できました(図4)。

○ 生育・収量データを活用した肥培管理

令和元年に得られた食味・収量センサ付き自動走行コンバインによる水稻収量データを基に肥培管理「適正ほ」、「改善ほ」を選定し(図5)、改善ほでは堆肥散布による土作りを実施しました。

また、ドローンによる小麦と水稻の生育量のセンシング及びデータ解析を行い、解析により得られたNDVIマップを基(図6)に追肥用の施肥マップを作成、無人ヘリによる可変施肥を行うなど、データに基づく肥培管理を実施しました。

○ その他省力化技術の活用

その他、遠隔水管理制御装置による水稻水管理の省力化や農業散布用ドローンやラジコン草刈機を活用した作業の軽労化等に取り組みました(図7)。

各種スマート農業技術については、実証を通じて、効率的に活用するためのほ場の立地条件や環境等、様々な課題も浮

かびあがってきたことから、今後、これらを整理して、現地での有効な活用に結びつきたいと考えています。

3 実証の評価・検証

実証では、GPSアシスト操舵トラクタ等、経営全体でフルに活用できたスマート農業機械がある一方、作動の不具合発生や現地の条件により、活用出来る場面が限定され、計画どおりに活用出来なかった機械・装置もありました。

このため、単位面積当たりの機械費の圧縮が十分できず、令和2年産の水稻の60kg当たり生産コストは、9,754円となり、目標の7,000円を達成できませんでした。

一方、作業能率の高い主要なスマート農業機械はほぼ計画どおり活用され、適期に精密な栽培管理を実施したことで、令和2年産水稻の10a当たり平均収量は545kgとなり、目標収量の550kg/10aをほぼ達成しました。

また、令和2年の経営全体の労働時間も7.9時間と導入実証前より約39%削減し、目標を達成しました(表1)

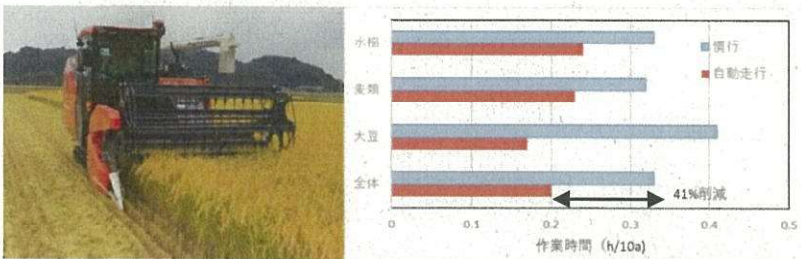


図4 食味・収量センサ付き自動走行コンバインによる水稻収穫(左)と作業時間の削減(右)

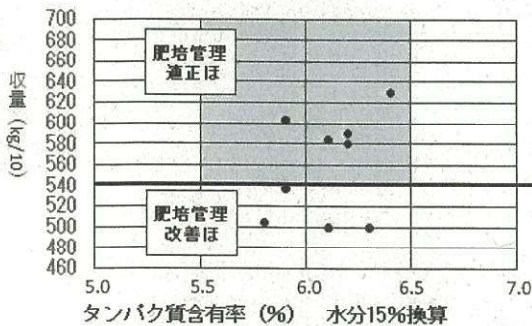


図5 収量データに基づく肥培管理改善ほの選定



図7 右から遠隔水管理制御装置、農業散布用ドローン、ラジコン草刈機

表1 実証による経営全体の労働時間の変化

項目	導入前	導入後	差(①-②)
水稻	15.7時間	10.4時間	△5.3時間
麦類	6.7時間	7.6時間	0.9時間
大豆	6.9時間	7.2時間	0.3時間
全体	12.9時間	7.9時間	△5.0時間

注) 導入後の労働時間について、麦類では前年の台風被害で再播種したため労働時間が増加し、大豆では高速汎用播種機が計画どおり利用できず、また新入社員の機械操作研修を兼ねて作業したため、労働時間の削減に繋がらなかった。



図6 小麦および水稻のNDVIマップ(FarmEyeより抜粋)